

○総務省告示第二百四十一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第三項の規定に基づき、地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十九年総務省告示第二百五十三号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成三十年七月六日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	第1 現状認識	第2 経営力向上の内容に関する事項
第1 現状認識	<p>1 全体の傾向</p> <p>地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報流通させる役割を果たしている。</p> <p>地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会及び放送学園大学を除く。）及び放送法第2条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高の推移を見ると、平成27年度が約2兆3,460億円、平成28年度が約2兆3,773億円と、リーマンショックにより売上高が落ち込む以前の水準にはいまだ達していないものの、緩やかな回復傾向にある。業態別に見た場合、テレビジョン放送において売上高は回復傾向にあるものの、コミュニティ放送事業者を含むラジオ放送事業者においては、売上高は依然として減少傾向にある。</p> <p>現在、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの台頭などといった様々な環境の変化に直面している。特に、国境を越えるインターネット動画配信サービスが競争環境にもたらす影響は、今後ますます大きくなると考えられており、地上基幹放送事業者等は、その変化に速やかに対応していく必要がある。</p> <p>特に、コミュニティ放送は、放送対象地域が一部の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のもととなる企業が少なく、平成28年度の平均営業収入は約4,900万円、平均営業利益は約4万円の赤字であり、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。</p> <p>（注）平成27年度及び28年度の売上高に、移動受信用地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者の売上高は含まない。</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>第2 経営力向上の内容に関する事項</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 具体的事項</p> <p>現に有する経営資源又は事業承継等により他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源に關し、<u>地上基幹放送事業者等</u>においては、<u>経営力向上に向けて、一のイからエまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる地上基幹放送事業者等の規模に</u>応じ、<u>同表右欄に掲げるところにより、実施するものとする。</u></p> <p>一 経営力向上の内容</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ <u>他の放送事業者等との連携等強化</u></p> <p>他の放送事業者等との連携又は他の放送事業者等からの事業承継等を行うことによりサービスの拡充を図る。また、放送事業以外の事業を行う者等との連携等又は他の放送事業者以外の事業を行う者からの事業承継等により新たなサービスを提供する。例えば、他の放送事業者との技術協力等による番組の共同制作、<u>地方自治体と連携した公共情報番組の制作・放送等</u>が考えられる。</p> <p>〔三～ 略〕</p>
第1 現状認識	<p>1 全体の傾向</p> <p>地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報流通させる役割を果たしている。</p> <p>地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会及び放送学園大学を除く。）及び放送法第2条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高の推移を見ると、平成26年度が約2兆3,337億円、平成27年度が約2兆3,460億円と、リーマンショックにより売上高が落ち込む以前の水準にはいまだ達していないものの、緩やかな回復傾向にある。業態別に見た場合、テレビジョン放送において売上高は回復傾向にあるものの、コミュニティ放送事業者を含むラジオ放送事業者においては、売上高は依然として減少傾向にある。</p> <p>現在、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの台頭などといった様々な環境の変化に直面している。特に、国境を越えるインターネット動画配信サービスが競争環境にもたらす影響は、今後ますます大きくなると考えられており、地上基幹放送事業者等は、その変化に速やかに対応していく必要がある。</p> <p>特に、コミュニティ放送は、放送対象地域が一部の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のもととなる企業が少なく、平成27年度の平均営業収入は約4,600万円、平均営業利益は約46万円の赤字であり、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。</p> <p>（注）平成26年度及び27年度の売上高に、移動受信用地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者の売上高は含まない。</p> <p>〔2 同左〕</p>	<p>第2 経営力向上の内容に関する事項</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 具体的事項</p> <p><u>地上基幹放送事業者等</u>においては、<u>経営力向上に向けて、一のイからエまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる事業者の規模に</u>応じ、<u>同表右欄に掲げるところにより、実施するものとする。</u></p> <p>一 経営力向上の内容</p> <p>〔イ・ロ 同左〕</p> <p>ハ <u>他事業者等との連携強化</u></p> <p>他の放送事業者等との連携により、サービスの拡充を図る。また、放送事業以外の事業を行う者等との連携等により、新たなサービスを提供する。例えば、他の放送事業者との技術協力等による番組の共同制作や、<u>地方自治体と連携した公共情報番組の制作・放送等</u>が考えられる。</p> <p>〔三～ 同左〕</p>

【新設】

上 経営資源の組合せ
商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせ、一体的に活用する。

上～上 【同左】

二 規模別の整理

二 規模別の整理

イ 現に有する経営資源を利用する場合

常時使用する従業員の数が二十人以上の地上基幹放送事業者等	一イからへまで又はチからヌまでに掲げる事項のうち1項目以上(ただし、チからヌまでに掲げる事項のうち1項目以上を含むこと。)
常時使用する従業員の数が二十人を超える会社のうち、以下のいずれかに該当する地上基幹放送事業者等 ・ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の地上基幹放送事業者等 ・ 常時使用する従業員の数が百人以下の地上基幹放送事業者等	一イ、ロ、ハ、ニ(1)、ニ(2)、ホ又はへに掲げる事項のうち1項目以上 一チからヌまでに掲げる事項のうち1項目以上 合計2項目以上
上記以外の地上基幹放送事業者等	一イ、ロ、ハ、ニ(1)、ニ(2)、ホ又はへに掲げる事項のうち1項目以上 一チからヌまでに掲げる事項のうち1項目以上 合計3項目以上

常時使用する従業員の数が二十人以上の事業者	一イからリに掲げる事項のうち1項目以上(ただし、トからリに掲げる事項のうち1項目以上を含むこと)
常時使用する従業員の数が二十人を超える会社のうち、以下のいずれかに該当する事業者 ・ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の事業者 ・ 常時使用する従業員の数が百人以下の事業者	一イ、ロ、ハ、ニ(1)、(2)、ホ又はへに掲げる事項のうち1項目以上 一トからリに掲げる事項のうち1項目以上 合計2項目以上
上記以外の事業者	一イ、ロ、ハ、ニ(1)、(2)、ホ又はへに掲げる事項のうち1項目以上 一トからリに掲げる事項のうち1項目以上 合計3項目以上

ロ 事業承継等により他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

常時使用する従業員の数が二十人以上の地上基幹放送事業者等	一イからヌまでに掲げる事項のうち1項目以上(ただし、チからヌまでに掲げる事項のうち1項目以上を含むこと。)
常時使用する従業員の数が二十人を超える会社のうち、以下のいずれかに該当する地上基幹放送事業者等 ・ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の地上基幹放送事業者等 ・ 常時使用する従業員の数が百人以下の地上基幹放送事業者等	一イ、ロ、ハ、ニ(1)、ニ(2)、ホ、へ又はトに掲げる事項のうち1項目以上 一チからヌまでに掲げる事項のうち1項目以上 合計2項目以上
上記以外の地上基幹放送事業者等	一イ、ロ、ハ、ニ(1)、ニ(2)、ホ、へ又はトに掲げる事項のうち1項目以上 一チからヌまでに掲げる事項のうち1項目以上 合計3項目以上

第3 経営力向上の実施方法に関する事項

第3 経営力向上の実施方法に関する事項

【1 略】

2 指標等

計画策定に当たり、地上基幹放送事業者等が目標とすべき指標等は、次の一又は二に掲げる区分に応じてそれぞれ一又は二に定めるものとする。

一 現に有する経営資源を利用する場合

次に掲げるいずれかの指標とする。

イ 労働生産性

労働生産性(注)について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が2%以上のものを求める。計画期間が4年間の場合は1.5%以上の目標を、3年間の場合は1%以上の目標を求める。

(注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)で除したものである。

ロ 売上高経常利益率

売上高経常利益率について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が5%以上のものを求める。計画期間が4年間の場合は4%以上の目標を、3年間の場合は3%以上の目標を求める。ただし、事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定できることとする。

なお、売上高経常利益率が負数の者については、売上高経常利益率が正数となるような目標を定めることを求める。

二 事業承継等により他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

イ 事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等(中小企業等経営強化法第2条第10項第9号に掲げるものを除く。)を行う場合にあつては、事業の継続が困難である他の放送事業者等の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

ロ 指標

次に掲げるいずれかの指標とする。

(1) 労働生産性

労働生産性(注)について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が2%以上のものを求める。計画期間が4年間の場合は1.5%以上の目標を、3年間の場合は1%以上の目標を求める。

(注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)で除したものである。

(2) 売上高経常利益率

売上高経常利益率について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が5%以上のものを求める。計画期間が4年間の場合は4%以上の目標を、3年間の場合は3%以上の目標を求める。ただし、事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定できることとする。

なお、売上高経常利益率が負数の者については、売上高経常利益率が正数となるような目標を定めることを求める。

第4 経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

1 雇用への配慮

【1 同左】

2 経営指標

計画策定に当たり、地上基幹放送事業者等が目標とすべき指標は、以下のいずれかのものとする。

一 労働生産性

労働生産性について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が2%以上のものを求める。計画期間が4年間の場合は1.5%以上の目標を、3年間の場合は1%以上の目標を求める。

(注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)で除したものである。

二 売上高経常利益率

売上高経常利益率について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が5%以上のものを求める。計画期間が4年間の場合は4%以上の目標を、3年間の場合は3%以上の目標を求める。ただし、事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定できることを認めることができることとする。

なお、売上高経常利益率が負数の者については、売上高経常利益率が正数となるような目標を定めることを求める。

第4 経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

1 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

〔2～6 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。